



彩の国 さいたま

動物のための電子の迷子札

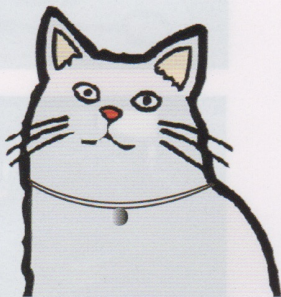


マイクロチップの ススメ

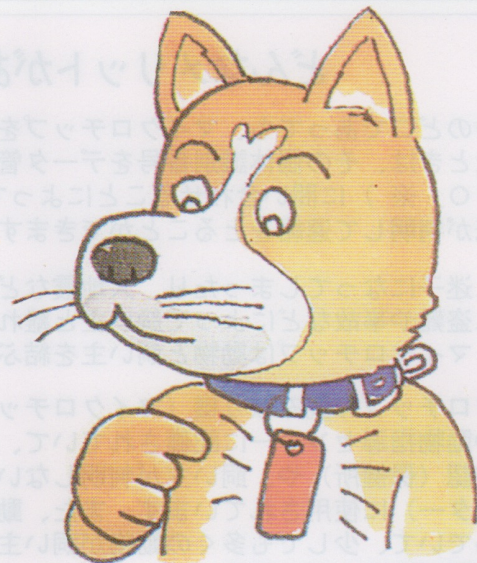
飼っている犬やねこが

行方不明になったら・・・

あなたはどうやってさがしますか？



私は部屋の中で生活していますが、好奇心旺盛なので、「もしも家の外に出てしまったら心配」といって、ご主人がマイクロチップを埋め込んでくれました。(ミミ)



ボクは鑑札を付けていますが、「もしも鑑札が取れてしまった時の用心に」といって、ご主人がマイクロチップを埋め込んでくれました。(タロウ)

行方不明になる犬やねこが後を絶ちません

動物指導センターには「飼い犬や飼いねこが行方不明になってしまった」という連絡が年間1,000件以上寄せられています。飼い犬の場合、登録の鑑札と狂犬病予防注射済票の装着が義務づけられているため、これらが装着されていればその番号から飼い主の方を特定することができますが、「首輪から抜けてしまった」とか「鑑札が取れたまま、雷や花火の音に驚いて飛び出して戻ってこない」などの連絡が少なくありません。

また、ねこの場合、「窓を開けたときに外に出てしまっていて戻ってこない」、「車のドアを開けた拍子に飛び出してしまっていて行方不明になった」などの相談が数多く寄せられています。このようなとき、もしも「マイクロチップ」が装着されていたら……。 名札・迷子札などの装着とともにマイクロチップの装着も考えてみませんか？

埼玉県動物指導センター

〒360-0105 埼玉県熊谷市板井123 TEL048(536)2465 E-mail : k362465@pref.saitama.lg.jp

埼玉県動物指導センター 南支所

〒338-0813 さいたま市桜区在家473 TEL048(855)0484 E-mail : k36246a@pref.saitama.lg.jp



© 埼玉県2005

「マイクロチップ」ってどんなもの？

マイクロチップは直径約2mm、長さ約11mmの円筒形の生体適合ガラスのカプセルです。

中には15桁の番号が記録されたICやアンテナの代わりになるコイルなどが入っています。



読み取り機（マイクロチップ・リーダー）をマイクロチップに近づけると、マイクロチップは記録されている番号を発信します。これをリーダーが読み取ってデータが表示されます。

マイクロチップは電源がなくても半永久的に作動するため、一度動物の体内に注入すれば一生交換する必要はありません。

どうやって動物に付けるの？

マイクロチップは動物病院で獣医師に注入してもらいます。

普通の注射器よりもやや太い専用の器具を使って、犬やねこの場合は主に首の後の皮下の部分に埋め込みます。

一般的な皮下注射の方法とほとんど変わらないので動物にかかる負担も少なくてすみます。

犬は生後2週間頃から、ねこは生後4週間頃からマイクロチップの注入ができるとされています。

注入費用は数千円程度で、注入後に飼い主の方の住所などのデータを「動物ID普及推進会議（AIPPO）」※のデータベースに登録します。（登録料金は1,000円です）詳しくはお近くの動物病院にご相談ください。

どんなメリットがあるの？

世界中のどこであっても、マイクロチップを注入した動物が発見されたときは、その個体識別番号をデータ管理機関（日本では「AIPPO」※）に問い合わせることによって、即座に飼い主の連絡先が判明して連絡をとることができます。

万一、迷子になってしまったり、大地震などの災害が起きた時、さらに盗難や事故などによって飼い主と離ればなれになった時などに、マイクロチップは動物と飼い主を結ぶ強い絆になります。

マイクロチップの読み取り機（マイクロチップ・リーダー）は保健所や動物指導センターに配備されていて、飼い主が判明しない犬の確認（保健所）や、飼い主が判明しないねこの確認（動物指導センター）に使用されています。また、動物病院などへの設置も進んでいて、少しでも多くの動物が飼い主の元に戻るよう、関係機関が協力しています。



飼い犬や飼いねこが行方不明になったら

飼い犬（飼いねこ）がいなくなったら、ご自分で探すのと同時に、できるだけ早く以下の機関に連絡してください。なお、見つかった時には、通報した機関にも発見の連絡をお願いします。

・飼い犬が行方不明になったら

お住まいの市町村を管轄する保健所に連絡してください。

地理的な状況によっては、隣接する市町村を管轄する保健所にも連絡しておいた方が良い場合があります。

・飼いねこが行方不明になったら

お住まいの市町村を管轄する動物指導センターに連絡してください。

このほか警察署やお住まいの市町村、近隣市町村などに情報が入ることもありますので念のため問い合わせてみましょう。犬（ねこ）の行動距離によっては近隣の市町村まで行く場合もあります。

「個体識別の義務」について

動物の愛護及び管理に関する法律及び環境省告示では犬やねこなどの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために「所有者の氏名・連絡先を記した首輪、名札又はマイクロチップなどの装着に努めてはならない」としています。

動物ID普及推進会議（AIPPO）について

AIPPOとは、Animal ID Promotion Organizationの略称で、(財)日本動物愛護協会や(社)日本動物保護管理協会をはじめとする関係団体から構成され、マイクロチップによる動物個体識別の普及とデータ管理を行っている組織です。